

千葉県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

○千葉県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第十四号）に関する資料

改正後	改正前
（許可更新の手続） 第五条 公園施設の設置及び管理の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の一月前に、<u>公園施設設置（管理）許可更新申請書</u>（別記第八号様式）正副二通を知事に提出しなければならない。 2 占用の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の十五日前に、<u>公園占用許可更新申請書</u>（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。 （受領書の様式） 第六条の六 条例<u>第十一</u>条の六に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の三とする。	（許可更新の手続） 第五条 公園施設の設置及び管理の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の一月前に、<u>許可更新申請書</u>（別記第八号様式）正副二通を知事に提出しなければならない。 2 占用の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の十五日前に、<u>許可更新申請書</u>（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。 （受領書の様式） 第六条の六 条例<u>第十一</u>条の六<u>第一項</u>に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の三とする。